市長記者会見資料

令和5年2月20日 松阪市総務部契約監理課

1. 発表事項 入札制度の改正について

2. 改正内容

(1) 建設工事等のランダム係数の廃止について

令和5年3月から新しい電子入札システムへの更新に合わせ、電子くじを導入することから建設工事及び測量、調査及び設計における最低制限価格算出率を算定するランダム係数を廃止します。

(2)低入札価格調査制度の改正について

本制度はランダム係数が高く算出された場合、多くの応札が最低制限価格を下回り失格となり、高い入札金額での契約を余儀なくされる制度上の不合理な事象の対応策として導入し、最低制限価格を下回る応札を低入札価格調査により基準を満たしていれば落札者とする制度でしたが、ランダム係数の廃止に伴い低入札価格調査制度は原則廃止とし、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定することができない総合評価落札方式のみに適用します。

(3)総合評価落札方式に適用する、低入札価格調査制度における失格基準価格及び積算 内訳書審査基準の算定式の改定について

ダンピング受注の防止対策として、失格基準価格の算定式及び積算内訳書審査基準をつぎのとおり改定します。

失格基準価格の算定式(十木一式)

改定前	入札価格の低い方から7割の入札価格の平均額に				
以任則	0.95を乗じた額 など				
改定後	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	
	×0.95	×0.85	×0.80	×0.55	

積算内訳書審査基準の設計内訳書に掲げる価格に乗じる率(土木一式)

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
改定前	×0.90	×0.80	×0.80	×0.30
改定後	×0.90	×0.80	×0.75	×0.50

(4)建設工事の最低制限価格の算定式の改定について

国の公契連モデルが改正されたことから、同モデルを採用する本市の算定式をつぎのとおり改定します。一般管理費等×0.55→一般管理費等×0.68

参考:土木一式	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
改定前	×0.97	×0.90	×0.90	×0.55
改定後	×0.97	×0.90	×0.90	×0.68

3. 改正期日

令和5年3月1日以降の公告に係るものから適用します。